

知恵 知っとこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.137

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



最近、「遺言」を意識する人が増えているそうです。日本財団が40歳以上の男女を対象に実施した「遺贈に関する意識調査」(2016年3月)によると、3人に1人(独身では2人に1人)が「遺言書によって自分の意思を残したい」と回答しています。財産の大きさに関係なく、「自分の財産を社会に還元したい」、「自分の意思を尊重したい」と考える人が増えており、その背景には、独身世帯(身寄りのいない)の増加があるとしています。

ところで、遺言には、自筆証書、公正証書、秘密証書の3種類がありますが、その比率は、自筆証書遺言が69.5%、公正証書遺言が17.5%、秘密証書遺言は1.5%と、圧倒的に自筆証書遺言が多いのです。自筆証書遺言は、紙と鉛筆と印鑑があれば、いつでもどこでも作成でき

自分で遺言を書く人が 増えている?その背景は?



るメリットがある一方、自宅で保管する人が多いことから、紛失や改ざんの恐れがあることと、裁判官による検認が必要となる煩わしさがありません。そこで昨年(令和2年)7月10日、「自筆証書遺言」の保管制度がスタートしたことをご存じでしょうか。全国312か所の法務局や地方法務局で保管する新制度です。これにより、紛失や改ざん等のトラブルを防止し、円滑な相続が行われることに期待が持たれてい

ます。遺言者が亡くなった後、相続人が遺言書保管事実証明書の交付請求をすることができ、裁判官により検認の必要性もなくなりました。

また、「死亡時の通知」制度が追加されました。これは「自筆証書遺言書保管制度」を活用していた遺言者が死亡した場合に、生前に指定していた推定相続人、受遺者、遺言執行者等のうちひとりに対して相続発生を知らせる制度である。今までありそうでなかった画期的な制度です。これにより相続人が遺言書の存在を知らぬまま相続手続きが進められてしまう可能性もなくなりました。

高齢者だけの世帯、独身や単身世帯が増加する中で、「遺言」は最後の意思表示として、とても重要なものになりつつあるのではないのでしょうか。